

由布市告示第14号

平成29年第1回由布市議会定例会を次のとおり招集する

平成29年2月21日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成29年2月28日  
2 場 所 由布市議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

太田洋一郎君	野上 安一君
加藤 幸雄君	工藤 俊次君
鷺野 弘一君	廣末 英徳君
甲斐 裕一君	長谷川建策君
小林華弥子君	佐藤 郁夫君
淵野けさ子君	太田 正美君
佐藤 人已君	田中真理子君
利光 直人君	工藤 安雄君
新井 一徳君	溝口 泰章君

---

○応招しなかった議員

生野 征平君

---

---

平成29年 第1回（定例）由布市議会会議録（第1日）

平成29年2月28日（火曜日）

---

議事日程（第1号）

平成29年2月28日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第3号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第4号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第5号 随時監査の結果に関する報告について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第2号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第3号 由布市中小企業振興基本条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第5号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第6号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第7号 由布市みらいふるさと基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第8号 由布市税条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 市道路線（内成小平線）の認定について
- 日程第24 議案第15号 平成28年度由布市一般会計補正予算（第5号）

- 日程第25 議案第16号 平成28年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第17号 平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第18号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第19号 平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第20号 平成28年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第21号 平成29年度由布市一般会計予算
- 日程第31 議案第22号 平成29年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第23号 平成29年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第24号 平成29年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第25号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 平成29年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 平成29年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第37 議案第28号 平成29年度由布市水道事業会計予算
- 日程第38 議案第29号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 市長の施政方針
- 日程第5 請願・陳情について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について
- 日程第7 報告第3号 例月出納検査の結果に関する報告について
- 日程第8 報告第4号 定期監査の結果に関する報告について
- 日程第9 報告第5号 随時監査の結果に関する報告について
- 日程第10 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 議案第2号 由布市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第12 議案第3号 由布市中小企業振興基本条例の制定について
- 日程第13 議案第4号 由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第5号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第6号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

- 日程第16 議案第7号 由布市みらいふるさと基金条例の一部改正について
- 日程第17 議案第8号 由布市税条例等の一部改正について
- 日程第18 議案第9号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第19 議案第10号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第20 議案第11号 由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第21 議案第12号 由布市公民館条例の一部改正について
- 日程第22 議案第13号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第14号 市道路線（内成小平線）の認定について
- 日程第24 議案第15号 平成28年度由布市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第25 議案第16号 平成28年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第26 議案第17号 平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第27 議案第18号 平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 議案第19号 平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第29 議案第20号 平成28年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第30 議案第21号 平成29年度由布市一般会計予算
- 日程第31 議案第22号 平成29年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第23号 平成29年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第33 議案第24号 平成29年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第34 議案第25号 平成29年度由布市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第35 議案第26号 平成29年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第36 議案第27号 平成29年度由布市健康温泉館事業特別会計予算
- 日程第37 議案第28号 平成29年度由布市水道事業会計予算
- 日程第38 議案第29号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

---

出席議員（18名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 太田洋一郎君  | 2番 野上 安一君  |
| 3番 加藤 幸雄君  | 4番 工藤 俊次君  |
| 5番 鷺野 弘一君  | 6番 廣末 英徳君  |
| 7番 甲斐 裕一君  | 8番 長谷川建策君  |
| 9番 小林華弥子君  | 10番 佐藤 郁夫君 |
| 11番 淵野けさ子君 | 12番 太田 正美君 |

13番 佐藤 人已君

14番 田中真理子君

15番 利光 直人君

16番 工藤 安雄君

18番 新井 一徳君

19番 溝口 泰章君

---

欠席議員（1名）

17番 生野 征平君

---

欠 員（3名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 首藤 康志君

書記 馬見塚量治君

書記 小川 晃平君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	首藤 奉文君	副市長	相馬 尊重君
教育長	加藤 淳一君	総務課長	衛藤 公治君
財政課長	御手洗祐次君	総合政策課長	奈須 千明君
税務課長	鶴原 章二君		
監査事務局長兼選挙管理委員会事務局長			松田 伸夫君
会計管理者	森山 徳章君	農政課長	伊藤 博通君
建設課長	大嶋 幹宏君	水道課長	大久保隆介君
福祉事務所長兼福祉課長			漆間 尚人君
健康増進課長	田中 稔哉君	保険課長	曾根崎秀一君
商工観光課長	加藤 裕三君		
挾間振興局長兼地域振興課長			平松 康典君
庄内振興局長兼地域振興課長			佐藤 久生君
湯布院振興局長兼地域振興課長			麻生 悦博君
教育次長兼教育総務課長			安部 文弘君
社会教育課長	溝口 信一君	消防長	江藤 修一君
代表監査委員	大塚 裕生君		

---

午前10時00分開会

○議長（溝口 泰章君） 皆さん、おはようございます。

これより、平成29年第1回由布市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は18人です。生野議員から所要のため欠席届が出ています。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長、関係課長及び代表監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（溝口 泰章君） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、加藤幸雄君、4番、工藤俊次君の2名を指名します。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月22日までの23日間といたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月22日までの23日間と決定いたしました。

---

### 日程第3. 諸報告

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第3、諸報告を行います。

まず、議長報告については、今期定例会開会前の分をお手元に資料として配付いたしておりますので、お目通しをいただき、報告とさせていただきます。

次に、市長の行政報告を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回定例会の開会に当たりまして、議員各位には公私ともに大変御多忙の中、御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

また、本定例会において提案いたすこととしております報告4件、諮問1件、議案28件につきましては、どうか慎重な御審議をお願いいたしますとともに、何とぞ御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

さて、お手元に行政報告をお配りしておりますが、一読いただきますようお願いをする次第で

ありますが、少しお時間をいただきまして、幾つかの項目につきまして詳細な報告を申し上げます。

1月28日は、年末夜警実施中の消防団員の皆様へお礼と激励のため本部巡回をいたしました。

また、1月20日には、寒風吹きすさぶ湯布院におきまして、団員の士気高揚と資質の向上を目的とした由布市消防団特別点検を実施いたしました。

次に、日出生台演習場にて今回で通算12回目の開催となります米軍実弾射撃訓練に対しまして、1月11日に大分県、由布市、九重町、玖珠町の4者による協議会を県庁において行いました。

1月12日には、四者協議会として、九州防衛局に迅速かつ詳細な情報伝達と、最大限の安全対策、訓練の縮小、廃止、短縮などを要望いたしました。あわせて由布市として、ゆふいん観光への影響を初め、少しでも市民に迷惑が及ばないように、夜間と休日の訓練自粛についても強く要望したところであります。

さらに、1月13日には、本庁舎に日出生台対策本部を、2月19日には、演習場周辺自治区内に若杉現地連絡所を設け、由布市民の安心と安全の確保に取り組んでいるところでございます。

1月24日には、B&G全国サミットへの出席の後、湯布院病院の温泉プールと体育館の廃止方針の撤回を求め、議会を初め市内6団体との共同要望を携え、JCHO本部へ施設の存続を要請いたしました。

2月6日には、由布市の動脈であります一般国道210号の庄内地区登坂車線の早期整備について、国土交通省へ要望活動を行ったところであります。

2月12日には、由布市健康立市推進記念講演会におきまして、市民を健康にするまちづくりの実践に向けてと題して、さまざまな分野で御活躍されております神田昌幸氏に講演をいただき、健康なまちづくりの方向性について教示をいただいたところであります。

続いて、TIC関係につきましては、2月10日の臨時会にて新築工事請負の契約に関する議決をいただき、2月14日に九州復興割とあわせて、国土交通省へ事業の効果について説明に伺ったところであります。そして、2月26日に念願の安全祈願祭に出席をいたしました。TICが由布市のみならず、大分県の観光情報発信拠点となりますよう、本体工事と並行してソフト面の整備、充実にも力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

次に、5,000万円以上の工事請負契約につきましては、行政報告に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（溝口 泰章君） 市長の行政報告が終わりました。

次に、地方自治法第125条の規定により、平成28年第4回定例会において採択されました  
請願・陳情の処理の経過と結果について、執行部より報告を求めます。副市長。

○副市長（相馬 尊重君） おはようございます。

それでは、平成28年第4回定例会で御審議をいただきました請願について、その処理経過、  
結果報告を行います。

受理番号、10。件名、市道認定に係る請願書。庄内町湊地区にある市道仁瀬小袋線と高津原  
地区を結ぶ農道の市道編入に係る請願についてですが、現在、道路台帳作成業務を委託するよう  
作業を進めており、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

受理番号、11。犯罪被害者等の支援に関する条例制定を求める請願書。国・県・市町村の役  
割分担を考慮し、必要な施策等を含め、大分県の条例制定の状況を見ながら、条例の制定に向け  
て検討を進めてまいります。

受理番号、12。市道認定に関する請願について。湯布院町川南（東石松地区）の263の  
1番地先から252の1番地先の里道の市道編入に係る請願についてですが、現在、道路台帳作  
成業務を委託するよう作業を進めており、成果後に市道認定議案を提案する予定でございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 請願・陳情の処理の経過及び結果報告が終わりました。

次に、由布大分環境衛生組合議会の報告をお願いします。由布大分環境衛生組合議会議長、新  
井一徳君。

○由布大分環境衛生組合議会議長（新井 一徳君） 皆さん、おはようございます。由布大分環境  
衛生組合議会議長の新井です。

平成29年第1回由布大分環境衛生組合議会議会が開催されましたので、その概要について御報告  
をいたします。

平成29年第1回定例会が1月26日午前10時から開催されました。会期は当日1日限りと  
し、議事事件としては、報告1件、議案2件が上程されました。

審議結果でございますが、報告第1号平成28年度定期監査報告についてであります。監査委  
員の松本充浩氏から定期監査を平成28年1月12日の1日間、大塚監査委員と2名で監査を実  
施したことの報告がありました。

監査意見としまして、関係帳簿は適正に整備もしくは管理されており問題ないこと、また環境  
衛生組合は、今後も市民の生活に欠かすことのできない重要な施設であるため、施設の管理運営  
等については、由布市、大分市との十分な協議を進め、万全な体制を図っていくことを求めたと  
の審査報告がなされました。

次に、議案第1号平成28年度由布大分環境衛生組合一般会計補正予算（第2号）についてで



あります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ850万2,000円を減額し、予算総額6億6,185万1,000円と定めるものです。歳入は、予算の見直しによる由布市、大分市の清掃費負担金の減額が主なものであります。歳出は、総務費の共済費や退職手当組合負担金の減額、衛生費では、し尿処理施設の整備委託料の入札減による委託費などの減額が主なものであります。

慎重審議の結果、全員の賛成で可決されました。

最後に、議案第2号平成29年度由布大分環境衛生組合一般会計予算についてであります。歳入歳出の予算の総額は、それぞれ6億5,498万1,000円とするものであります。前年対比は0.17%、金額にして112万9,000円の減額予算となっております。歳入の主なものは、由布市、大分市からの清掃費負担金とごみ収集手数料であります。歳出では、平成29年度の職員の数や体制は昨年と変更がないため、人件費や事務経費などに大きな増減はありません。衛生費のごみ処理費で大分市へ支払う福宗や佐野の施設運営分担金の増額と、し尿処理費で処理施設点検整備委託料の減額が主なものであります。公債費は、第2処理場施設建設に伴う起債償還金の元金、利子ともに減額となっております。

詳細につきましては、資料として事項別明細を添付していますので、御一読を願いたいと思います。

慎重審議の結果、議案2件とも全員の賛成で可決をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 由布大分環境衛生組合議会の報告が終わりました。

次に、広域連合議会の報告をお願いします。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員、野上安一君。

○大分県後期高齢者医療広域連合議会議員（野上 安一君） おはようございます。大分県後期高齢者医療広域連合議会議員の野上安一です。

さきに開催されました29年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会について御報告申し上げます。

お手元の資料に基づいて御報告いたします。

会議結果。会議名、29年第1回大分県後期高齢者医療広域連合定例会、開催日時、平成29年1月30日午後1時30分、会期は1日間でした。場所は、大分市、大分県医師会館6階会議室です。委員の出欠状況、定数26名全員出席でございます。

議案の内容について御説明をいたします。

議案1号大分県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について。広域連合規約に基づき、九重町の前町長坂本和昭氏が退任、玖珠町長の朝倉浩平氏が選任され同意したものです。

議案2号平成28年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（2号）。平成28年

度一般会計補正予算2号につきまして、歳入歳出とも5,653万4,000円を減額し、補正後の予算額を7億3,354万5,000円としたものです。

議案3号平成28年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(2号)。平成28年度特別会計補正予算2号につきましては、歳入歳出ともに2億1,293万1,000円を減額し、補正後の予算額を1,907億3,762万8,000円としたものです。

議案4号平成29年度大分県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について。予算規模は7億8,684万1,000円となることを承認いたしました。

次に、議案5号平成29年度大分県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について。医療費の伸びを考慮した上で、保険料の財源を確保することを基本に編成したもので、予算規模は1,927億9,884万円となることに承認いたしました。歳入は、市町村負担金や国及び財政調整交付金等を確保しています。歳出は、保険給付費等が主なものです。

議案6号大分県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について。国の行政手続における法律の改正等に伴いまして、条例改正が必要になったための改正でございます。

議案7号大分県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療費に関する条例の一部改正について。保険料の軽減特例措置の見直し及び保険料軽減対象を定めた改正に伴い、条例改正が必要になったための改正でございます。

議案8号大分県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の策定について。平成24年に策定した第2次計画が28年度で終了することに伴いまして、第3次計画を策定したので、平成29年度から、当分の間でございます、当分の間の計画について、第3次計画を承認いたしました。

以上、8議案が上程され、全議案が可決されましたので報告いたします。

なお、詳細資料につきましては、私のほうにございますので必要な議員は申し入れください。

以上、報告いたします。

○議長(溝口 泰章君) 広域連合議会の報告が終わりました。

次に、閉会中の各委員会の調査研修の結果について報告を求めます。まず、総務常任委員長、廣末英徳君。

○総務常任委員長(廣末 英徳君) はい。総務常任委員会委員長の廣末英徳です。

常任委員会調査研修報告書。

本常任委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

調査事件、ふるさと納税、公民連携による定住促進について、みやき町であります。音声録音認識ソフトの活用について、志免町であります。

調査研修の期間、平成29年2月7日から2月8日までです。

調査研修地、佐賀県三養基郡みやき町、福岡県糟屋郡志免町。

調査研修者は、記載のとおりでございます。

調査研修結果は、下記のとおりでございます。

次ページをお願いいたします。

佐賀県三養基郡みやき町、ふるさと納税、公民連携による定住促進について。

みやき町の概要。みやき町は、北部九州の中央に位置しており、住みやすい環境に恵まれた地域で、佐賀県鳥栖市や福岡県久留米市に隣接していることもあり、近年は良好な自然環境を生かした生活圏として注目されています。

平成17年3月1日に、中原町、北茂安町、三根町が合併し、みやき町が発足しました。人口は2万5,552人で、面積は51.92平方キロメートルです。

ふるさと納税について。

平成26年度は47件の641万7,000円でしたが、平成27年度からさらに力を入れた取り組みを行い、2,231件の9億5,142万8,000円の実績となりました。

平成27年度の取り組みとしては、10品目の返礼品を連休明けには40品目とし、クレジット機能を活用することで飛躍的に伸びましたが、町役場の直営のため、担当職員には過重な負担となり、残業が多くなり、異動が難しくなるとの問題がありました。このため、平成28年度からは一般財団法人ふるさと振興協会を設立し業務委託を行い、平成29年1月末の実績は、3万6,332件の12億9,945万2,000円となっています。

また、リピート率が高いとのことで、その理由は、お礼状が一番早く来た、年賀状が来た、季節のお便りが届いたということのようです。

返礼率については、平成28年度は3割で統一していましたが、一番寄附件数の多い1万円で近隣の自治体が6割を設定されたため、やむなく1万円についてのみ4割に変更し、それ以外は3割としています。

寄附の用途については、みやき町名誉町民である市村清先生を顕彰する事業など12項目あり、特に、未来を担う子どもの教育及び少子化対策に関する事業については、寄附の3割を集めるなど、子どものために使ってくださいとの申し出が多くなっていました。また、本年の2月には、新たにサガン鳥栖とのスポーツを通じたまちおこしに関する事業や、歯と口腔健康づくりを推進し、町民の健康増進に寄与する事業などを、新規で追加するようしていました。

公民連携による定住促進について。

国立社会保障・人口問題研究所の将来人口の推計値で、佐賀県で全体では80%、隣接の鳥栖市は上昇、上峰町は横ばいであったが、みやき町は久留米市に近い優位性があるにもかかわらず71%という結果でありました。これは、優良農地が多いため土地利用が難しい要因が原因とし

て考えられたことから、みやき町住宅用地及び代替地情報登録制度を設け、土地情報を集め、民間が進出しやすい受け皿づくりの取り組みを行いました。

PFI事業については、定住促進を進めるため、町の一般財源を使うことなく住宅を確保することのできる事業として、PFIによる特定優良賃貸住宅事業に取り組んだものです。

事業の実施に当たっては、入居率を確保するため、徒歩10分圏内に幼稚園・保育園・小中学校・病院・商業施設の配置など周辺環境を整備するとともに、周辺に民間アパートのない地域で行うなど、民業を圧迫することのないように配慮していました。また、入居の際には厳格な審査を行い、自治会費を払うこと、地域の行事に参加することなどで、結果的には3分の2近くが町に關係のある人が帰ってきたとのことでした。

まとめといたしまして、ふるさと納税の業務全てを民間業者ではなく、振興協会に委託することで、町の情報発信も積極的に行っていました。また、返礼率については、適切な水準を維持し、収入の確保を図るとともに施策への活用や、地域産品の活性化を図っていました。PFI事業については、町の一般財源を使うことなく、定住促進を図り4年連続の転入超過となっています。

由布市においても、返礼品を設けたふるさと納税制度を始めるようになりましたが、寄附をしてくださった方へ心の通った対応をしていただきたいと思います。

続きまして、福岡県糟屋郡志免町、音声録音認識ソフトの活用について。

志免町の概要。

志免町は、福岡県の西部、福岡都市圏のほぼ中心に位置しており、福岡市または福岡空港に隣接した南北に細長く福岡県内では3番目に小さく、平たんな地形の町です。

戦前は海軍炭鉱、戦後は旧国鉄の志免炭鉱と、石炭の町として栄えてきましたが、昭和39年の閉山により人口は約1万6,000人まで減少しました。しかし、福岡市の中心部まで約8キロメートルという地の利と温暖な気候に恵まれ、昭和40年以降は福岡市のベッドタウンとして住宅開発が進み、人口は増加し、現在、全国の町村では第1位の町になりました。人口は4万5,641人で、面積は8.7平方キロメートルです。

音声録音認識ソフトの活用について。

志免町では、平成21年度からアミボイスという音声録音認識ソフトを活用して、会議録等の作成を行っています。これは、録音された音声を文字に変換するソフトや、それを動かすパソコン並びに会議室でのマイク設備など一体として導入しております。5年間の経費が約1,000万円ほどでした。また、音声の認識度合を調整するため、年に2回ほどのメンテナンスが必要とのことでした。

会議室でのマイク設備を使つてのシステム運用では、発言内容が即時に文字に変換されるようになり、音声によっては誤変換等がありますので、編集作業は当然必要となります。また、録音

された音声ファイルも文字変換をすることができますので、この認識ソフトの活用により3分の1程度の業務負担で書き起こし作業が可能になったとのことでした。

このことから、職員による記録作成の負担軽減が図られることや、記録作成のスピード化が図られること、記録作成の時間が他の業務に振り分けられることなど、事務化の合理化に役立つとのことでした。

まとめといたしまして。会議等の記録のためのテープ起こしは、市全体に関係する業務であることから、事務改善のためにも導入を検討すべきではないかと感じたところであります。

以上で、総務常任委員会調査研修の報告を終わります。

よろしく申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、産業建設常任委員長、甲斐裕一君。

○産業建設常任委員長（甲斐 裕一君） おはようございます。産業建設常任委員長、甲斐でございます。

では、視察報告を行います。

本常任委員会は所管事項のうち、次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告いたします。

日時は、平成29年2月8日から9日でございます。

視察先は、宮崎県門川町と大分県臼杵市でございます。

では、結果を報告いたします。

まず、宮崎県門川町では、高糖度トマト生産組合を視察いたしました。

ここは、トマトの低段密植栽培を行い、塩水を流して高糖度のトマトをつくっているようにあります。また、電算による管理経営をしているとのことでした。

ここでは、一つ魅力を感じたのは就農支援も行っているということを知って大変魅力を感じたところでございます。

次に、大分県臼杵市の臼杵市土づくりセンターの取り組みについてでございます。

ここでは、市直営によるセンターを運営しており、草木類を粉砕し豚ふんと混合させて発酵する、そして堆肥をつくっているようであります。

目的といたしまして、「ほんまもん農産物」のブランド化を狙ったものであると聞いております。また、これは、県外へ向けての販売強化を行っているということでした。

まあ、市独自の経営でございますが、3,000万円の運営経費の中で収入が1,000万円、2,000万円近くの赤字を出しているということですが、市の財政は大変であるが、農家はもうかる農作物を生産しているとのこと説明があり、まあ、納得している次第でございます。

内容的なのは、皆さん、ごらんになっていただきたいと思っております。

以上、終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議会活性化調査特別委員長、利光直人君。

○議会活性化調査特別委員長（利光 直人君） それでは、議会活性化調査特別委員会の委員長、利光でございます。

研修報告を申し上げます。

本特別委員会は所管事項のうち次の事件について調査研修を行ったので、その結果を下記のとおり会議規則第110条の規定により報告します。

調査事件につきましては、子ども議会についてと政務活動費についての研修に行っていました。

調査期間は、29年1月31日から2月1日でございます。

研修地は、平戸市、それから伊万里市、2市でございました。

視察者は、委員長の私を初め、副委員長小林華弥子委員、田中真理子委員、佐藤人己委員、太田正美委員、淵野けさ子委員、郁夫委員、裕一委員、佐藤幸雄委員、太田洋一郎委員、オブザーバーとして新井副議長に来ていただきました。随行者は馬見塚次長でありました。

調査の結果は、下記のとおりでございますが、平戸市については、平成17年、我々と同じ時期に合併をしております。

あとは御一読ください。

まず、平戸市で子ども議会の研修をしましたが、平成26年度から教育委員会の主催によって、市内の中学生を対象にして行っているということでした。

目的は、ここに3つほど書いております。御一読ください。

内容については、3年を周期として、1年目は云々、2年目は云々と書いております。これも御一読ください。

市内には9つの中学校がありまして、各学校から2名ずつ18名で開催をしたそうでございます。

この議会は、市長が癩癩ここに書いていませんけど癩癩公約の中で子ども議会をしたいということから癩癩我々は議会でやろうかとしているんですけど、市長のほうが、これは、提案して始めたことだとお聞きしました。

成果としては、政治に関して興味を持つことができた、議場での発表などなかなか体験できないことだったので非常によかった、ということでした。また、中学生の一般質問より、市内での光回線の普及が進んだという事例がありました。

次に、政務活動費についてですが、平成18年度から制度を導入してまして、会派に対して

1人当たり12万円を前払いで支給をしておるということでございます。使途については、8項目の使途基準があるということでして、今のところ調査研究費のみの使途となっております。

また、視察については、会派で2人以上で行うようになっており、1人での視察はできないようになっておりました。調査報告については、各議員が、2人ですけど、それぞれが提出し、議員全員と執行部に配付をするということでした。

次に、伊万里市ですが、伊万里市の概要については、御一読願いたいと思います。

伊万里市の議員研修ですが、これは、現在の議長さんが女性議員で、現議長の女性議員の所信表明の公約の中で、「学ぶ」ということを自分がうたいあげまして、このことから議員が勉強するということが始まりだそうございまして、下に1から10まで内容を書いてありますが、例えば、大阪、東京から講師が来られたときに、それをインターネットで調べまして、まあ、例えば、福岡とか近隣の近県に来たときに、それを、そのセミナーの講師をついでにちょっと寄ってくれないかということで、経費の削減を兼ねて、こういう議会をしてきたということをお聞きしました。

それから、これは、議会の内容については、議会議員だけじゃなくて、市の職員やまた市民を挙げての勉強会ということもしたそうございまして。

それから、次の政務活動費につきましては、平成14年度から制度を導入しているということで、1人1年当たり25万円を2回に分けて前払いで支給をしておるということでございます。ここにつきましては、使途については、9項目を使途の基準を設けてありました。また、伊万里市では、研修費だけでなく、全ての項目で支出をしているとのことでした。

まとめといたしまして、議会活性化特別委員会といたしましては、議会報告の開催はもとより、今後の取り組みとして、中高生の模擬議会、議員研修などについて調査研究を行うようにしております。

子ども議会の開催については、関係者に負担をかけることになるので、目的を明確にし、関係者の理解が十分得られる方法の検討が必要だと感じました。

と申しますのは、これ、平戸の市議会が、市長が提案したもののなかなか学校の先生がこれを選別したり選ぶのにいろいろ苦勞したらしいということです。

また、議員研修については、議案の審査または由布市の事務に関する調査、その他議員の政策形成、政策立案等に係る能力向上のため、最大限の成果が出るような研修を計画していくべきであるということを強く感じたところでございます。

以上で報告終わります。

○議長（溝口 泰章君） 以上で、閉会中の各委員会の調査研修報告を終わります。

#### 日程第4. 市長の施政方針

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第4、市長の施政方針をお願いします。市長。

○市長（首藤 奉文君） 平成29年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、提案いたしました議案などの説明に先立ちまして、今後の市政運営並びに平成29年度の主要施策について所信の一端を申し述べさせていただきます。

昨年、4月16日に発生いたしました熊本地方及び大分県中部を震央とする地震では、道路の寸断や水道施設の破損、農地の崩壊、そして多数の家屋の損壊等地震災害の恐怖を思い知らされたところであります。

この震災によりまして被災された市民の皆様に関心から御見舞を申し上げたいと思います。

また、震災への対応に際しましては、災害発生時より市民の皆様を初め、議員各位、関係者の方々などから絶大なる御協力を賜り、さらには、国内外の皆様からの多大な御支援を賜りましたことに、この場をかりて深く感謝を申し上げます。

今後、市民の皆さんの不安を取り除き、一刻も早く安全で安心して生活できる環境づくりに全力を挙げて取り組んでまいり所存であります。

さて、平成29年度は、予算編成の基本方針として、「震災からの復興」と「新たなる創生」を掲げ、震災からの復興に努めるとともに、地方創生の実現に向けて、引き続き第二次由布市総合計画の重点戦略プランや由布市総合戦略に基づき、より効果の高い事業に積極的かつ戦略的に取り組んでまいります。

また、普通交付税の段階的縮減措置が始まっておりますから、中長期的な視点によりまして、基金残高や地方債残高などの各指標を注視しつつ、引き続き持続可能な財政運営を推進することにしてまいります。

重点施策につきましては、熊本・大分地震による公共施設や観光面等における被害が大きいことから、復興支援策として1億円の特別予算を計上し、元気な由布市をPRするとともに、震災前のにぎわいを早期に取り戻し、さらなる観光振興に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

加えて、防災組織や初動体制の見直し、業務の洗い出しを行うなど、実務に即した地域防災計画の改定を行い、地域防災力の強化を図るなど、災害に強い安心・安全な由布市を目指し、震災からの復興に邁進していきたいと考えております。

また、少子化や人口減少が進み、家庭環境も多様化している中で、次世代の子どもたちを安心して生み育てられる環境を創造します。そのためのきめ細かな子育てを支援していきたいと考えております。ゼロ歳児から中学生までの子どもの医療費に係る自己負担の無料化と病児・病後児保育事業を充実していくことで、全ての子どもたちが笑顔に包まれ健やかに育つまちづくりを推



し進めてまいります。

さらに、「新たな創生」として地域創生枠を設けまして、地域活力を呼び戻し、地域活性化を促進する事業に重点的に取り組んでまいります。

主な取り組みにつきましては、総合計画に掲げる6項目にわたるまちづくりのテーマに沿って御説明を申し上げます。

項目の1つ目、「みんなで進める！持続可能なまちづくり」の取り組みにつきましては、地域コミュニティ形成促進事業で地域まちづくり協議会のモデル地域を支援するほか、みらいふるさと寄附金推進事業では、平成29年1月末から導入いたしました新たなふるさと納税制度の仕組みに対応する取り組みを拡充してまいります。

また、持続可能な公共交通の創出を目指して、地域公共交通網形成計画の策定に取り組み、地域の状況や特性に応じた計画づくりを行います。

2つ目の項目、一人ひとりの力を活かせるまちづくりの取り組みにつきましては、誰もが安心して暮らせる地域社会実現のための福祉施策として、医療や介護、介護予防、生活支援が一体的に提供できる介護ネットワークシステムの構築や、認知症サポーター養成事業などを推進するほか、生き生きと健康づくりに取り組む地域社会の実現に向けた健康立市推進事業として、健康マイレージ事業や介護予防効果の高いシニアエクササイズを推進してまいります。

さらに、B型肝炎やロタワクチン等の予防接種助成事業の強化も図ることとしております。

3つ目の項目、人や文化を育むまちづくりの取り組みにつきましては、庄内公民館や湯布院公民館を中心とした複合施設の建設など、生涯学習推進や湯布院の拠点となる施設の充実を図ってまいります。

また、子どもたちには体験を通して生きる力や基礎学力の定着を図るとともに、由布市の歴史や文化を学ぶことによるふるさとへの愛着心を喚起するため、こども由布の学び検定、その資料を作成するほか、地域においての子育て世代の支援として、子育て支援拠点施設事業や市民総子育てサポート事業を行います。

さらに、神楽を初めとする伝統文化の継承活動などにも努めてまいります。

4つ目の項目、経済の循環から地域が潤うまちづくりの取り組みにつきましては、農業分野では、農・工・商・観が連携をし、地産地消を推進するとともに、地域資源を活用した商品開発や特産品等のブランド化を推進します。

また、就農支援事業やグリーンツーリズムによる農村活性化の取り組みとして、都市農村交流推進事業を進め、市独自の農泊スタイルの構築を目指します。

5つ目の項目、豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくりの取り組みにつきましては、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、生活に密着した道路の建設や定住に向けた

住環境の充実に向け、過疎地域である庄内地区の住宅用地を確保するため、住宅地調査研究事業などの質の高い生活環境の整備を進めてまいります。

次に、6つ目の項目、地域を知り、表現するまちづくりの取り組みにつきましては、由布市の持つ地域資源や他の自治体にはない個性を生かしながら、戦略的なプロモーションを推進することで、移住定住支援体制の構築やU I J ターン事業の推進を図ってまいります。

観光面におきましては、住んでよし、訪れてよしの滞在型・循環型保養温泉地としての情報発信拠点となるツーリストインフォメーションセンター（T I C）を建設することにより、観光情報の一元化を目指す観光基盤整備事業を推進し、来訪者へのサービス向上とともに、市内観光の循環を促進します。

以上、29年度におきましては、まちづくりの基本理念である連携と協働、創造と循環を軸として、さまざまな場面で効果的な連携体制を構築しながら協働のまちづくりを進め、地域自治を大切にしたい住みよさ日本一のまち・由布市の実現に向け、積極的な事業推進を図ってまいりたいと考えております。

結びに、議員各位を初め市民皆様の市政に対しましての御理解と御協力を心からお願いを申し上げます。平成29年度の市政方針とさせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） 市長の市政方針が終わりました。

---

#### 日程第5. 請願・陳情について

○議長（溝口 泰章君） 次に、日程第5、請願・陳情についてを議題とします。

議会事務局長に請願・陳情の朗読を求めます。議会事務局長。

○事務局長（首藤 康志君） 議会事務局長です。それでは、お手元に配付の請願並びに陳情文書表により朗読いたします。

なお、請願者、陳情者、紹介議員の氏名につきましては、敬称を略させていただきます。また、負託委員会名につきましても省略させていただきます。

まず、請願から読み上げます。

受理番号1、件名、湯布院町中川地区の県道11号線に係る地震復旧支援について、請願者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇、立川克己、紹介議員、長谷川建策、野上安一。

受理番号2、件名、共謀罪及びテロ等組織犯罪準備罪法案の提案に反対する意見書の提出について、請願者、大分市大手町3丁目2番9、大分県地方自治研究センター理事長中山敬三、紹介議員、佐藤郁夫。

次に、陳情を読み上げます。

受理番号1、件名、共謀罪の新設に反対する意見書を国に提出することを求める陳情書、陳情

者、由布市湯布院町〇〇〇〇〇〇〇〇、平和をめざすオールおおいた事務局長、気賀沢忠夫。

受理番号2、件名、湯布院町駅前中央通り商店街協同組合復興に関する陳情、陳情者、駅前中央通り商店街協同組合、理事長、篠原正光。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ただいまの請願2件、陳情2件については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩します。再開は11時5分とします。

午前10時54分休憩

.....

午前11時05分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

----- . ----- . -----

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

日程第8. 報告第4号

日程第9. 報告第5号

日程第10. 諮問第1号

日程第11. 議案第2号

日程第12. 議案第3号

日程第13. 議案第4号

日程第14. 議案第5号

日程第15. 議案第6号

日程第16. 議案第7号

日程第17. 議案第8号

日程第18. 議案第9号

日程第19. 議案第10号

日程第20. 議案第11号

日程第21. 議案第12号

日程第22. 議案第13号

日程第23. 議案第14号

日程第24. 議案第15号

日程第25. 議案第16号

日程第26. 議案第17号

日程第27. 議案第18号

日程第28. 議案第19号

日程第29. 議案第20号

日程第30. 議案第21号

日程第31. 議案第22号

日程第32. 議案第23号

日程第33. 議案第24号

日程第34. 議案第25号

日程第35. 議案第26号

日程第36. 議案第27号

日程第37. 議案第28号

日程第38. 議案第29号

○議長（溝口 泰章君） 次に、本定例会に提出されました、日程第6、報告第2号から、日程第9、報告第5号までの報告4件、日程第10、諮問第1号の諮問1件、日程第11、議案第2号から日程第38、議案第29号までの議案28件について、一括上程します。

市長に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、上程されました議案につきまして、一括して提案理由を御説明いたします。

本定例会で御審議をお願いいたします案件は、報告4件、諮問1件、議案28件でございます。

まず、報告第2号、専決処分報告につきましては、林道の管理瑕疵により自家用車に損害を与えたことによる和解及び損害賠償を、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したことについて、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第3号、例月出納検査の結果に関する報告についてから、報告第5号随時監査の結果に関する報告につきましては、監査委員による監査報告でありますので、代表監査委員により報告をいたします。

次に、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員である宮岳文隆氏が、平成29年6月30日をもって3年の任期が満了いたしますことから、新たに河野隆義氏を委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第2号、由布市過疎地域自立促進計画の変更については、昨年4月に発生した熊本大分地震により、駅周辺道路が被災し、駅へのアクセスに支障を来していることから、今回、新

たに追加する市道2路線の道路改良を実施する計画変更を行うため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第3号、由布市中小企業振興基金条例の制定については、由布市の中小企業者は、地域の雇用を担い、地域経済を活性化させるとともに、まちづくりの担い手としての役割を果たしておりますことから、中小企業の振興を通じて、地域経済の循環を促進するため、由布市の中小企業の振興に関し、基本理念、市の役割等及び施策の基本となる方針を定めるものであります。

議案第4号、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に準じて、選挙長等の報酬の額を見直すこと、並びに農業委員会等に関する法律の一部改正に伴う農地利用最適化交付金の新設により、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員に、活動実績に応じた報酬を支給することによるものでございます。

議案第5号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正については、震災後、財政調整基金の多額な取り崩しを行ったことなどの財政状況を鑑み、本年4月から9月30日までの間、市長、副市長、教育長の給料月額について、3%の減額措置を行うものであります。

議案第6号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、議案第5号と同様の理由により、職員におきましても、本年4月から9月30日までの間、給料月額について、2%の減額措置を行うものであります。

議案第7号、由布市みらいふるさと基金条例の一部改正については、由布市みらいふるさと基金条例に基づく寄附金に対し、返礼品を付与したことにより、事務取扱の方法を変更することによるものであります。

議案第8号、由布市税条例等の一部改正については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うものでございます。

議案第9号、由布市介護保険条例の一部改正については、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、必要な改正を行うものであります。

議案第10号、由布市水道事業給水条例の一部改正について及び議案第11号、由布市簡易水道事業給水条例の一部改正については、安心・安全な水の安定供給を推進し、水道事業の健全な事業運営を図るため、料金体系を見直すものでございます。

議案第12号、由布市公民館条例の一部改正については、湯平地区公民館が昭和48年の建設以来43年が経過し、老朽化している上に、今回の熊本大分地震で被災したことにより使用不能となっていることから、今後、地域住民の交流、活動拠点施設としての役割を果たしていくため、旧由布市立湯平小学校に移転することによるものでございます。

議案第13号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

は、消防団員の士気高揚と他の自治体との均衡を図るため、報酬等の改正を行うものであります。

議案第14号、市道路線（内成小平線）の認定については、請願採択による市道認定であります。

議案第15号、平成28年度由布市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算にそれぞれ4億9,957万9,000円を減額し、予算総額を205億4,041万5,000円にお願いするものであります。

補正予算の主なものといたしましては、歳入予算では、地方消費税交付金の減額を初め、災害復旧事業費が確定したことによる国・県支出金と、それに伴い地元負担金等も減額となっております。

歳出では、事業費の確定並びに決定見込み等によるものであります。全体として大幅な減額となっておりますが、これは災害関連工事費等の入札減によるものとなっております。

減額の主な事業といたしましては、地域コミュニティ形成促進事業で、庄内町の大津留地区の拠点となる旧大津留小学校を改築するものでございます。

また、みらいふるさと基金の事業委託料や災害弔慰金3件分もお願いをしているところであります。

基金積立事業といたしまして、みらいふるさと基金と子ども医療費助成事業基金積み立てもお願いをしております。

繰越明許費につきましては、災害関連事業を中心に32件、変更1件を、地方債補正では、大津留地域拠点施設整備事業の1件の追加と14件の変更をお願いをしております。

議案第16号、平成28年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出からそれぞれ1億8,143万7,000円を減額し、予算総額を49億2,863万8,000円にお願いするものであります。

歳入では、国庫支出金、共同事業交付金、繰入金の減額が主なもので、歳出では、保険給付費、後期高齢者支援金等、共同事業拠出金の減額により、基金積立金を増額するものが主なものであります。

議案第17号、平成28年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出からそれぞれ924万円を減額し、予算総額を4億2,101万8,000円にお願いするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料、繰入金の減額で、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものでございます。

議案第18号、平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ1億816万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,228万

7,000円にするものでございます。

主なものは、歳入では国庫補助金と市債の減額で、歳出では工事請負費の減額でございます。

議案第19号、平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出からそれぞれ158万6,000円を減額し、予算総額を6,879万7,000円にお願いするものでございます。

歳入では使用料、歳出では修繕費を、それぞれ減額するものでございます。

議案第20号、平成28年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）は、収益的予算の主なもの、収益的収入では一般加入負担金及び一般会計補助金を減額するもので、収益的支出では原水及び浄水費を減額し、減価償却費を増額するものでございます。

資本的予算の主なもの、資本的収入では企業債及び工事負担金を減額し、資本的支出では請負工事費を減額するものでございます。

議案第21号、平成29年度由布市一般会計補正予算は、総額179億563万4,000円となり、前年度当初予算と比較しまして3,150万1,000円の増額、率にして0.2%の増となっております。

平成29年度当初予算の編成に当たりましては、震災からの復興と新たなる創生を掲げ、震災からの復興に努めるとともに、地方創生の実現に向けて、第二次由布市総合計画の重点戦略プランや、由布市総合戦略、中期財政計画に基づく中長期的な視点により、基金残高などの各指標を注視しつつ、持続可能な財政運営を推進することといたしました。

また、昨年に引き続きゼロからの見直しを行い、施策の優先順位や既存事業の無駄を排除した上で、新たなる由布市創生事業の年と位置づけた積極的、戦略的予算編成を行いました。

第二次総合計画の施策にありますみんなで進める持続可能なまちづくり、一人ひとりの力を合わせるまちづくり、人や文化を育むまちづくり、経済の循環から地域が潤うまちづくり、豊かな環境の中で快適な暮らしが実感できるまちづくり、地域を知り、表現するまちづくりのほか、6つのテーマに分け、それぞれの分野で重点的に予算化したところであります。

平成29年度予算の主な事業につきましては、震災復興支援策といたしまして、1億円の特別予算をお願いをしております。

また、みらいふるさと基金事業の展開や子ども医療費助成事業、病児・病後児保育事業、さらに庄内公民館建設事業、湯布院公民館の設計費等も計上しているところであります。

歳入につきましては、市税の固定資産税を含め、1.4%の増を見込んでおります。

国庫支出金は、3億3,000万円の大幅な減額となっておりますが、これは平成28年度で臨時福祉給付金が終了したことによる減額が主な要因となっております。

寄附金の大幅な増額につきましては、ことしの1月から新たに返礼品贈呈を始めたみらいふる

さと寄附金によるものとなっております。

また、繰入金につきましては、予算編成をする中で財源不足が生じたことから、財政調整基金からの繰入金を大幅に増額しております。

次に、歳出であります。高齢化に伴う扶助費等、社会保障関連の経費の増額が見込まれております。

普通建設事業費の補助事業については、T I C建設工事費等の減、単独事業につきましては、庁舎建設等が完了したことによる減額となっております。

先ほども申しましたが、災害復興を最優先としつつ、安心して受けられる医療・保険の実現や子育て環境の充実等、住みよさ日本一のまちづくりに向けて、必要な財源を確保するとともに、さらなる経常経費の削減にも努めてまいり所存であります。

議案第22号、平成29年度由布市国民健康保険特別会計予算は、総額49億4,382万3,000円で、前年度当初と比較いたしまして1億300万8,000円の減額、率にして2%の減となっております。

主に、保険給付費の減額によるものでございます。

議案第23号、平成29年度由布市介護保険特別会計予算は、総額41億6,159万3,000円で、前年度当初と比較いたしまして2億3,500万円の増額、率にして6%の増となっております。

主に、介護給付費の増額によるものであります。

議案第24号、平成29年度由布市後期高齢者医療特別会計予算は、総額4億4,211万8,000円で、前年度当初と比較いたしまして1,314万2,000円の増額、率にして3%の増となっております。

歳入では、後期高齢者保険料の増額が主なもので、歳出では後期高齢者医療広域連合納付金の増額が主なものであります。

議案第25号、平成29年度由布市簡易水道事業特別会計予算は、総額4億8,670万1,000円で、前年度当初と比較して1億8,781万3,000円の減額、率にして28%の減となっております。

主に、建設改良費の施設整備促進事業と水道統合事業によるものでございます。

なお、水道使用料は、1億3,025万1,000円を見込んでおります。

議案第26号、平成29年度由布市農業集落排水事業特別会計予算は、総額9,951万4,000円で、前年度当初と比較いたしまして160万1,000円の減額、率にして1.6%の減となっております。

歳出では、主に一般会計からの繰入金を減額するもので、歳出では主に修繕費と施設管理業務



費の減額によるものであります。

議案第27号、平成29年度由布市健康温泉館事業特別会計予算は、総額5,963万7,000円で、前年度当初と比較いたしまして621万9,000円の減額、率にして9.4%の減となっております。

歳入では、主に繰入金を減額するもので、歳出では、主に施設管理費の減額によるものでございます。

議案第28号、平成29年度由布市水道事業会計予算は、業務の予定量を給水戸数9,370戸、年間総給水量313万5,350立方メートル、1日平均給水量8,590立方メートルとしております。

収益的予算では、収益的収入を5億8,698万8,000円、収益的支出を5億8,731万1,000円とするものでございます。

収入の主なものは、給水収益4億4,886万円と一般加入負担金であります。

支出の主なものは、施設の運転及び維持管理等に伴う営業費用5億2,522万7,000円と、営業外費用の企業債利息でございます。

資本的予算では、資本的収入を1億7,148万9,000円、資本的支出を3億9,005万2,000円として、収入額が支出額に対し不足する額2億1,856万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものでございます。

収入の主なものは、企業債1億2,360万円と一般会計補助金で、支出の主なものは、請負工事費1億4,210万9,000円と企業債償還金1億9,048万8,000円でございます。

議案第29号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成28年の人事院勧告による国家公務員の給与制度の改正に準じ、扶養手当の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、報告第3号から報告第5号まで、続けて報告を求めます。大塚代表監査委員。

○代表監査委員（大塚 裕生君） 代表監査委員の大塚です。

それでは、報告第3号について報告申し上げます。

報告第3号例月出納検査の結果に関する報告について、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成29年2月28日、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第235条の2第1項の規定により、平成28年10月分、11月分、12月分の例月出納検査を、それぞれ11月

25日、12月26日、1月25日に実施いたしました。

検査の対象は、会計管理者と企業出納員の保管する各月末日現在の現金のあり高と出納状況です。

現金のあり高、出納関係諸帳票の計数の正確性の検証と現金の出納事務が適正に行われているかを検証しました。検査の結果、資料の計数は諸帳票の計数と一致しており、適正に処理されていると認められました。

続きまして、報告第4号について報告します。

報告第4号定期監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、定期検査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成29年2月28日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第199条第4項の規定により、平成28年度由布市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事務の執行について、平成29年1月16日から2月6日まで監査を実施しました。

監査は1ページから2ページに記載されている監査の着眼点に基づいて、各課からの提出された監査資料により、所属長や担当者からの聞き取りや質疑応答を行うとともに、帳票の照合や証拠書類の確認を行いました。

監査の結果、今回の監査の対象となる事務事業は、おおむね適正に管理されていると認められました。

なお、監査を行う中で、昨年7月からの本庁舎方式移行に伴う組織再編により、地域振興局と本課の事務分担が明確になっていない部分や、事務量に偏りが生じている部分が見受けられました。

大きな組織再編でもあり、スタートしたばかりでやむを得ないところ等もありますが、地域振興局と本課間、各課内で、再編当初であることこそ明らかになる問題点を早い段階から洗い出し、今後の改善に向けた協議・検討を行うことにより、効率的で充実した組織となるよう期待したいところです。

特に、震災等を含む震災関連復旧事業が、組織再編後に地域整備課に戻されたようですが、技術職員の不足と事務量が過重となっている状況は深刻であると見受けられました。このままでは、耕地災害復旧が農繁期に間に合わないことも懸念されます。早期に臨時的な人員補充、もしくは本課からの業務応援が必要かと思われます。

また、本庁舎方式移行に伴う総合案内係の設置や、スポーツ施設や集会施設などの公共施設の時間外・休日の利用申し込み受付体制の整備についての検討も行っていただきたいと思います。

続きまして、第5号について報告します。

報告第5号随時監査の結果に関する報告について、地方自治法第199条第9項の規定により、随時監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出する。平成29年2月28日提出、由布市代表監査委員、大塚裕生。

1ページから3ページに報告の内容を記載しております。地方自治法第199条第5項の規定により、由布市の公共施設の管理運営状況について、平成29年2月13日に監査を実施いたしました。

平成28年度の定期監査の中で、各課が所管する公共施設の有無、維持管理費や現状などについて聞き取りを行いました。十分に把握されていない課が見受けられたことから、改めて本監査を実施したところであります。

今回は、公共施設全てを対象とすることが不可能であることから、3ページの別紙1に記載されている、主に遊休施設またはこれに近い形で利用されている施設に絞って、個別、具体的な中長期の管理運営方針の有無並びに現在の管理運営が適切に行われているかを主眼として現地確認を行い、概要や現況等について聞き取り調査を行いました。

監査の結果、一部の施設では所管や建築当時の経緯が不明で、財産としての位置づけが曖昧となっているもの、また、行政財産から普通財産へ所管がえされた施設のうち、施設台帳や備品台帳等の引き継ぎが不十分なものが見受けられました。

施設の用途を考慮して責任を持って所管するところがどこであるか明確にする必要があります。

各施設とも老朽化しており、施設の安全な管理を行うとともに、今後の活用や処分について具体的な方針を示すよう求めました。

特に、今回、現地確認を行ったゆふの丘プラザは、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大により施設の運営が厳しく、平成29年4月以降は休館するとのことですが、一度利用されなくなると建物の劣化が進み、再利用が困難になることが考えられます。

立地条件もよく、複合的な施設も備えた、利用が十分に見込める施設であることから、多様な観点から検討を加え、今後の施設の具体的な利用方針を早急に示す必要があると考えます。

最後になりますが、行政財産として管理されている遊休施設のうち、所管課で具体的な活用方針がないものについては、普通財産へ変更して、財政課で一括して有効的な活用や処分を図り、適正で効率・効果的な財産管理に努めていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（溝口 泰章君） 次に、ただいま上程されました各議案について詳細説明を求めます。

まず、報告第2号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） 総務課長です。報告第2号について詳細説明をいたします。

報告第2号専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項の規定により、和解及び損

害賠償の額を定めたことについて、同条第2項の規定により報告する。平成29年2月28日提出、由布市長。

次のページをお開きください。このページには、平成29年2月13日付で専決処分を行った専決処分書を添付しております。

事故の概要、和解条件等につきましては、次のページに記載等しているとおりでございますが、この事故の当事者は、記載のとおりでございます。

事故の概要は、平成29年1月1日午前7時15分ごろ、由布市挾間町篠原709-17地先の林道小倉野線において、市の管理瑕疵により林道に設置していたグレーチングが固定されておらず、乙が運転する自動車が通過した際、グレーチングがはね上がり、乙の車両のガソリタンク等に損害を与えた事故でございます。

和解条件につきましては、市は乙に対し、本件事故に係る一切の損害賠償金の支払い義務があることを認めまして、損害賠償の額を21万686円と定めたものでございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第2号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。

それでは、議案第2号について詳細説明をいたします。

議案第2号由布市過疎地域自立促進計画の変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求める。平成29年2月28日提出、由布市長。

次のページをお開きください。追加変更する内容を記載しております。事業内容は、昨年発生した熊本大分地震により、天神山駅及び小野屋駅の周辺道路が被災し、駅へのアクセスに支障をきたしていることから、駅へのアクセス道路を強化するため、今回新たに事業計画に小野屋畑田線と小野屋駅五福線の市道2路線を追加し、道路改良を行うものです。

次のページには一部変更の新旧対照表を添付しております。

別紙、様式2の裏面のページにあります変更後の対照表にアンダーラインを引いている箇所、終わりの2つでございますが、今回追加する市道2路線となります。詳細な箇所につきましては、次のページの位置図を御参照ください。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第3号について詳細説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（加藤 裕三君） 商工観光課長です。議案第3号について詳細説明をいたします。

議案第3号由布市中小企業振興基本条例の制定について、由布市中小企業振興基本条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

1枚おめくりください。

条文を説明をいたします。まず、前文についてですが、この条例を制定する背景を示すとともに、中小企業が果たしている役割やその重要性、市の中小企業振興に対する姿勢など、条例全体の考え方を明示しております。

次に、第1条は、この条例の目的を定めております。

次に、第2条については、この条例に使用している用語のうち、その意味とするところを明確に定めておく必要があるものについて説明したものでございます。

第3条でございます。中小企業の振興における基本的な考え方を定めております。

次に、第4条については、市の役割について定めています。この条例における市の役割は非常に重要であることから、中小企業の振興に関する施策の制定、その他適切な措置を講ずるものとして定めております。

第5条は、中小企業の役割として中小企業の自助努力を定めています。基本理念にもあるとおり、中小企業振興の着実な推進には中小企業の自主的な努力がまず必要であり、これを明確にしております。

次に、第6条は、中小企業団体の役割について定めています。中小企業団体は、中小企業の経営の向上や改善、市が実施する施策に協力するよう努めることを求めています。

第7条、中小企業支援団体の役割について定めています。中小企業支援団体は中小企業に対してさまざまな支援を行うことが主要な目的であり、中小企業支援団体とは商工会、中小企業団体中央会などの団体でございます。

次に、第8条は大企業の役割について定めています。大企業は中小企業と比較し、企業数こそ少ないものの多くの労働者を雇用しており、地域社会や中小企業に対して大きな影響力を有していることから、中小企業との連携及び協力に加え、地域づくりや中小企業振興に一定の役割を求めているものです。

第9条では、金融機関等の役割について定めています。中小企業が事業活動を行う上で資金は不可欠であり、この資金の調達と、中小企業の経営革新や経営改善への支援について協力することを定めております。

次に、第10条は、学校に地域の次世代を担う人材育成の役割を期待するものとして定めております。

第11条は、中小企業の振興を進めるための市民の役割として、中小企業に関する市民の理解と協力について定めております。

第12条は、条例の理念に基づく中小企業振興を実行に移していくため、中小企業の自助努力を含め、振興に関する基本的な方針を9つ定めております。記載のとおりでございます。

次に、第13条第1項は、中小企業団体がみずから作成する中小企業の振興計画、地域経済の

持続的な計画及び魅力あるまちづくりを推進する計画を市の総合計画に照らし合わせ、認定ができることと定めています。2項についても、認定された地域計画を公表することとしていますし、第3項では、認定された地域計画の対象地域に事務所を有する事業者は、その計画を尊重して事業計画を行うことを定めております。

第14条です。市の役割を果たすため、具体的な事業の実施に必要な財源確保に努めることを明らかにしたものでございます。

第15条、認定規定等は、条例に規定している事項に関して細目的な条項を条例以外の規定で定めるためのもので、一般的に条例本文の末尾に書かれています。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第4号から議案第6号まで、続けて詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） 総務課長です。それでは、議案第4号から議案第6号について詳細説明をいたします。

まず、議案第4号について詳細説明をさせていただきます。

議案第4号由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、由布市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

この一部改正につきましては、選挙の執行に携わる非常勤職員の報酬を見直すこと並びに農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に活動実績に応じた報酬を追加するものでございます。

次ページをお願いします。このページには選挙の執行に携わる非常勤職員の報酬の改正内容を記載しておりますが、改正前の報酬額を定めた上段の表中、選挙長から期日前投票所投票立会人までの日額報酬を下段の表のように改めるものでございます。

次のページをお願いします。このページには、農業委員会の会長、副会長、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬に活動実績に応じた報酬を追加するため、上段の改正前の表中の報酬月額を基本給に改め、活動実績に応じて支給する報酬、予算の範囲内で市長が定める額を能率給として定めるため、下段の表のとおり改めるものでございます。

なお、附則で、この条例は平成29年4月1日から施行することとしておりますが、能率給で支払われる農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬は、平成28年4月1日から適用することとしております。

次に、第5号について詳細説明をいたします。

議案第5号由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市長等の給与の特

例に関する条例の一部改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

この一部改正につきましては、昨年4月に発生しました熊本・大分地震等により、これまで積み立ててまいりました財政調整基金について、多額の取り崩しを余儀なくされたことなどから、平成29年度以降の財政運営を鑑みまして、本年4月から9月30日までの間、市長、副市長、教育長の給料月額について3%減額を行うものでございます。

次に、議案第6号について詳細説明をいたします。

議案第6号由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

この一部改正につきましても、議案第5号と同様の理由によりまして職員の給与額を一律2%減額するものでございます。

以上です。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第7号について詳細説明を求めます。総合政策課長。

○総合政策課長（奈須 千明君） 総合政策課長です。議案第7号の詳細説明をいたします。

議案第7号由布市みらいふるさと基金条例の一部改正について、由布市みらいふるさと基金条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

次のページをお開きください。改正する内容は、第3条中の「寄附金の額とする」を「寄附金の額から一般会計歳入歳出予算に定める必要な経費を差し引いた額とする」に改めるもので、次のページには一部改正の新旧対照表を添付しております。

これは、ふるさと納税の寄附金額に応じて委託料が発生することとなりますが、現時点で委託料を一般財源で予算措置することが難しいことから、事務取扱の方法として、一般会計の歳入歳出に定める必要な経費を差し引いた額を基金に積み立てさせていただくものであります。

なお、附則として、条例施行は公布の日からとしております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第8号について詳細説明を求めます。税務課長。

○税務課長（鶴原 章二君） 税務課長です。議案第8号について詳細説明を行います。

議案第8号由布市税条例等の一部改正について、由布市税条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

次のページをお願いします。第1条、由布市税条例の一部改正につきましては、地方税法の改正により、個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を延長する改正となっております。

次に、第2条、由布市税条例等の一部を改正する条例の一部改正につきましては、社会保障の

安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う改正となっています。

主な内容につきましては、消費税引き上げの施行日が平成31年10月1日に変更されたことにより、自動車取得税の廃止時期並びに軽自動車における環境性能割の導入時期、また、法人住民税、法人税割の税率改正実施時期がそれぞれ平成31年10月1日に変更されたことに伴い、平成28年第2回定例会で承認いただきました平成28年条例第18号由布市税条例等の一部を改正する条例のうち、対応する条文を改正するものとなっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第9号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（田中 稔哉君） 健康増進課長でございます。議案第9号について御説明をさせていただきます。

議案第9号由布市介護保険条例の一部改正について、由布市介護保険条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。由布市介護保険条例の一部を次のように改正する。附則に次の2項を加える。平成29年度における保険料率の特例、附則13項、平成29年度における保険料率は第4条の第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。第1号から、次のページの第10号に区分をされております。附則14項、前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万2,346円とする。

今回の改正内容につきましては、満65歳以上の第1号被保険者の介護保険料の判定基準の特例といたしまして、工業用地等に係る土地収用や震災などの被災地での防災集団移転などの各種の施策を推進するため、現行所得指標の合計所得金額から長期や短期譲渡所得などの特別控除額を控除した額が用いられ、納税者にとって有利とされるものでございます。

なお、現行区分により定める額の変更ではございません。

附則といたしまして平成29年4月1日から施行され、平成28年度までの保険料は従来のおりと条例で定め、条例で定めない市町村につきましては平成30年の4月1日からの施行となっております。

なお、特例控除であることから条例本則の改正は行わず、附則の改正となっております。

また、条例と追加された附則との対照表はお手元に配付しておりますので、ごらんいただき確認を願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第10号及び議案第11号について、続けて詳細説明を求め



ます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。議案第10号及び第11号について詳細説明をいたします。

初めに、議案第10号でございます。議案第10号由布市水道事業給水条例の一部改正について、由布市水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

初めに、料金体系の見直しの内容につきまして、本日お配りをいたしました議案説明資料にて御説明をさせていただきますので、説明資料をごらんください。

1 ページ目は、水道料金を改定しようとする理由でございます。

2 ページ目をごらんください。改定時期は平成29年10月、9月分検針分からで、改定率は平均32.5%でございます。改定の概要につきましては、料金体系を現在の用途別から口径別に変更し、料金は基本水量を廃止した基本料金と使用水量に応じた従量料金の二部料金制でございます。従量料金につきましては、使用水量が多くなるほど段階的に1立方メートル当たりの料金が高くなる逦増型として、その水量区画を5段階とするものです。料金につきましては、挾間町と庄内町を統一し、湯布院町につきましては上水道と簡易水道を統一した2つの系統とするものでございます。激変緩和策といたしまして、4年間の経過措置を行います。

3 ページは、料金体系の現行と改定のフロー図でございます。

4 ページをお開きください。激変緩和措置のイメージ図でございます。現行料金と新料金の差額分を1年に4分の1ずつ加算していき、4年目で新料金となる4年間の緩和措置を考えております。

それでは、議案第10号の議案書にお戻りください。

議案書の次のページをお開きください。由布市水道事業給水条例の一部を改正する条例、由布市水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号につきましては、料金体系を用途別から口径別へ変更したことによるものでございます。

第23条につきましては、現行の料金表の表示は消費税を含んだものでしたが、今回の料金表の表示は消費税を含んでおりませんので、新料金は料金表で算出した額に消費税を加え、10円未満の端数金額を切り捨てる額とするものです。料金表につきましては、口径別の基本料金と従量料金5段階それぞれの1立方メートル当たりの単価でございます。

次のページの第25条は、料金体系を用途別から口径別へ変更したことによるものでございます。

第26条は、月の途中で使用の開始及び中止、また使用者の名義が変わった場合の取り扱いで

ございます。

次のページをお開きください。附則には、経過措置といたしまして平成29年9月検針分から適用すること、また、激変緩和策のことを書いております。

次のページからは新旧対照表でございます。

次に、議案第11号をお願いいたします。

議案第11号由布市簡易水道事業給水条例の一部改正について、由布市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日、由布市長。

次のページをごらんください。由布市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、由布市簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正する。以下、主な内容につきましては水道事業給水条例と同等でございますので、これで御説明を終わります。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） ここで暫時休憩します。再開は13時ちょうどとします。

午後0時02分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（溝口 泰章君） 再開します。

次に、議案第12号について詳細説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（溝口 信一君） 社会教育課長でございます。議案第12号由布市公民館条例の一部改正についてを御説明いたします。

議案第12号由布市公民館条例の一部改正について、由布市公民館条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

次のページをお願いいたします。由布市公民館条例の一部を改正する条例、由布市公民館条例の一部を次のように改正する。第2条の表、由布市湯平地区公民館の項中、「由布市湯布院町下湯平924番地」を「由布市湯布院町下湯平796番地」に改める。この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

次のページの由布市公民館条例の一部改正、新旧対照表でございますが、左の現行表の由布市湯平地区公民館の位置、「由布市湯布院町下湯平924番地」を、右の改正案の表の位置、「由布市湯布院町下湯平796番地」に改めるものでございます。

詳細につきましては、今回の議案第12号の由布市公民館条例の一部改正については、湯平地区公民館が昭和48年の建設以来43年が経過しておりまして老朽化している上、今回の熊本・大分地震で被災したことにより、湯平地区公民館事業を昨年4月から旧湯平小学校に仮移転をして実施をしております。今回、正式に移転をしまして、地域住民の交流、地域活性化の拠

点施設としての役割を果たしていくためのものがございます。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第13号について詳細説明を求めます。消防長。

○消防長（江藤 修一君） 消防長です。議案第13号の詳細説明を申し上げます。

議案第13号由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

次のページをお開きください。この改正は消防団員の報酬及び費用弁償を改正するものであります。

次のページの新旧対照表をごらんください。第13条第1項第1号中「11万8,000円」を「12万4,000円」に、2号中「7万6,000円」を「8万円」に、5号中「2万5,000円」を「3万円」に、6号中「1万9,000円」を「2万3,000円」に、7号中「1万6,000円」を「2万円」に改め、同条2項中「7,000円」を「8,000円」に改めるものです。

第14条の費用弁償は、火災の場合を追加し、1項を改めるものです。

第14条、団員が水火災その他の災害、警戒、訓練等の職務に従事した場合においては、次のように費用弁償を支給する。1号、警戒の場合、1回につき2,000円。次ページをお開きください。2号、訓練の場合、1回につき2,000円、3号、火災の場合、1回につき1,500円、4号、水災その他災害の場合、1回につき2,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第14号について詳細説明を求めます。建設課長。

○建設課長（大嶋 幹宏君） 建設課長です。議案第14号について詳細説明を申し上げます。

議案第14号市道路線（内成小平線）の認定について、市道路線を次のように認定したいので、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。路線名、内成小平線、起点、由布市挾間町内成3901番1地先、終点、由布市挾間町内成4024番6。平成29年2月28日提出、由布市長。

裏面の位置図をごらんください。図面右下の市道朴木猿渡線を起点として、図面中央上の市道朴木猿渡線に通じる延長705.3メートルの道路を新たに市道として管理するものです。

なお、本議案は平成27年第3回定例会で市道認定の請願が採択された路線です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第15号について詳細説明を求めます。財政課長。

○財政課長（御手洗祐次君） 財政課長です。ここからは補正予算になります。私のほうからは一

一般会計の補正予算の詳細説明をさせていただきます。

それでは、議案第15号平成28年度由布市一般会計補正予算（第5号）、平成28年度由布市の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億9,957万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205億4,041万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加及び変更は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の追加及び変更は、第3表地方債補正による。

平成29年2月28日提出、由布市長。

1ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正です。歳入歳出の款項ごとに補正額を計上しております。今回の補正は災害等に関連する事業が主なものとなっております。歳入では、各種交付金や国県支出金の確定による補正であり、3ページの歳出では、この歳入の確定に伴う事業費の確定や調整、災害対応予算等の補正をお願いするものです。

それでは、5ページをお願いします。第2表繰越明許費補正です。これは追加が災害対応予算を含めた32件と変更1件をお願いをしております。それぞれの繰越理由につきましては、補正予算概要書の17ページから18ページに記載しておりますので御参照ください。

次に、7ページをお願いします。第3表地方債補正です。大津留地域拠点施設整備事業1件の追加と観光情報発信拠点整備事業を含め、14件の変更をお願いするものです。詳細につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明をいたします。

まず、一般財源の歳入について御説明を申し上げます。12ページから13ページをお願いします。上段の1款1項市民税の2目法人分につきましては、実績見込みにより法人税割が増額となっております。中段の3款利子割交付金から15ページの8款自動車取得税交付金まで各種交付金につきましては、交付金が確定したことによる補正となっております。

14ページから15ページをお願いします。中段の13款分担金及び負担金については、耕地災害復旧工事の実績見込みによる財源内訳の変更に伴うものと、各種事業の確定による負担金等の減額となっております。

一番下の15款1項1目の民生費国庫負担金の1節障がい者福祉費負担金につきましては、自立支援医療費及び障がい福祉サービス費の増額によるものです。

次に、16から17ページです。2段目の15款2項1目総務費の国庫補助金につきましては、上段にあります1節の特定防衛施設周辺整備事業や2節の総務費補助金の地方創生拠点整備交付金の増額が主なものです。

2目の民生費の国庫補助金につきましては、1節の給付金の確定により減額となっております。

5目の土木費国庫補助金と6目の災害復旧費国庫補助金は、事業費の確定により減額となっております。

一番下の16款の県支出金の1項の1目民生費県負担金の1節障がい者福祉負担金につきましては、国庫補助金の自立支援医療費及び障がい者サービス費の増額によるものとなっております。

18ページから19ページの中段2項の4目農林水産業費県補助金の2節の農業費補助金については、それぞれの事業や事業量が確定したことによる減額が主なものとなっております。

一番下の8目の災害復旧県補助金につきましては、災害復旧工事費の工事の実績見込みによる財源内訳の変更に伴う増額となっております。

20ページから21ページです。下から2段目の18款寄附金1項2目指定寄附金については、ふるさと納税や災害復旧支援金等が増額となっております。

一番下の19款1項1目繰入金の財政調整基金1億2,691万5,000円の減額は、それぞれの事業の財源の変更や事業費の確定に伴う減額により一般財源の支出が少なくなったことから、当初予算以降に取り崩しを行いました財政調整基金へ戻すことにしております。

22ページから23ページです。一番下の段の22款市債については、各事業費の実績見込みに基づき補正をお願いするものです。

続きまして、歳出です。24ページから25ページです。議会費につきましては、議員の皆様のおかげで210万円の減額補正をさせていただいております。大変ありがとうございました。これは、事業費の確定や実績見込みにより補正を行っております。また、人件費の2節の給料から4節の共済費についても実績見込みに基づいて調整を行っております。

以下、歳出の款ごとの説明については、増額の主なものや主な事業について説明をさせていただきます。なお、減額については入札減や事業実績、事業の延期や縮小によるものとなっておりますので省略させていただきます。

また、事業別説明の財源内訳の国県支出金とその他の詳細内訳は、補正予算概要書の7ページから11ページに掲載しておりますので御参照してください。

それでは、28ページから29ページをお願いします。上段の2款1項6目企画費の区分1、地域コミュニティ形成促進事業につきましては、庄内町大津留地区の拠点施設として旧大津留小学校を整備し、新たなコミュニティを形成して交流人口の増加や地域間の連携に取り組む事業として5,230万円をお願いしております。

その下の区分2のみらいふるさと寄附金推進事業につきましては、1月から始めましたふるさと納税に対する返礼品等の委託料となっております。

34ページから35ページをお願いします。一番下の3款1項1目社会福祉総務費の区分2、

熊本・大分地震対応事業につきましては、災害弔慰金として3名分の750万円を計上しております。

ずっといきまして、44ページから45ページです。下段の4款1項1目、4款1項5目環境衛生総務費の区分1の減額については、小型合併処理浄化槽の設置補助金の補助率の変更によって国県補助金が多くなったことから、一般財源を減額しております。

54から55ページです。中段の1目の林業振興費、区分2の鳥獣害総合対策事業につきましては、有害鳥獣捕獲事業の補助金額の変更により増額となっております。

58から59ページ、お願いします。中段の8款2項2目道路新設改良費の区分1につきましては、当初要求しておりました額より少なくなったことから減額となっております。

下の区分2の公営住宅につきましては、入札減や工法変更による減額となっております。

区分3の震災対応の工事請負費につきましては、入札減等によるものとなっております。

68から69ページです。一番下の10款6項1目社会教育総務費につきましては、災害による自治公民館の整備補助金の件数及び補助金の確定による減額となっております。

72ページから73ページの中段です。7項2目、区分1の地震の影響により施設利用者の減ということで使用料が減額となったことにより、財源組み替えを行っております。

その下の11款1項1目、区分1の農業用災害復旧費については事業費の確定、次のページの上段の2項1目公共施設災害復旧費も同様の理由による減額となっております。

中段の3項2目の社会教育施設災害復旧費の修繕費につきましては、ゆふの丘プラザの分となっております。

下段の12款1項1目の公債費の元金につきましては、平成27年度の借入金で計算をしておりましたが、今回、実績に合わせたことによって減額となっております。

76から77ページの上段2目の利子につきましては、率の見直し等による実績に合わせたことによって減額となっております。

下段の13款2項1目基金費につきましては、みらいふるさと積立金や子ども医療費の助成事業の基金積立金となっております。

以上で詳細を終わらせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第16号及び議案第17号について、続けて詳細説明を求めます。保険課長。

○保険課長（曾根崎秀一君） 保険課長です。国保特会をお願いします。まず、議案第16号です。

議案第16号平成28年度由布市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、平成28年度由布市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,143万

7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,863万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年2月28日提出、由布市長です。

事項別明細書、6、7ページをお願いをいたします。まず、歳入ですが、上段の1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、区分の上段1から3が現年課税分、4から6が滞納繰り越し分でございます。

2目の退職被保険者等国民健康保険税も同様です。それぞれ1月の調定額から収納率を乗じて算出したものでございます。

それから、中段の下の5款1項1目の療養給付費等負担金、2目の高額医療費共同事業負担金、その下の国庫補助金、1目財政調整交付金、6目のシステム開発費等補助金と、次のページをお願いします。6款1項1目の療養給付費等交付金、7款1項1目の前期高齢者交付金、中段の8款1項の高額医療費共同事業負担金、2目の特定健康診査等負担金、それから2項の1目財政調整交付金、下段の10款1項1目の共同事業負担金、2目の保険財政共同安定化事業負担金は、それぞれ額の決定や変更交付申請に基づくもので、減額につきましては歳出の保険給付費等の減によるものでございます。

特に、中段の8款の県支出金、2項1目の財政調整交付金、区分2の特別調整交付金の増額については、平成30年度の国保制度改革に伴い導入される保険者努力支援制度の前倒し分として、28年度から評価されるようになった1,991万3,000円と、それから経営安定化推進事業で評価された優良保険者、経営姿勢良好分として交付された1,538万2,000円が主なものでございます。

次に、下段の13款1項1目一般会計繰入金、区分1の保険基盤安定繰入金は、変更交付申請に基づく増額でございます。

10、11ページをお願いします。区分2の出産育児一時金の繰入金は、対象者の減によるものです。

区分3の財政安定化支援事業繰入金は、額の決定によるものです。

区分4のその他一般会計繰入金の減額は、保険事業費の決定に基づき338万4,000円を減額し、保険税不足分を、歳入の療養給付費等交付金や前期高齢者交付金の増と歳出の保険給付費の減に伴い、当初の繰入額を3,452万1,000円から1,608万4,000円を減額し、システム改修費等の不足分36万5,000円を増額して、合計で1,910万3,000円を減額するものでございます。

2項1目基金繰入金は、当初の繰入額を減額するものでございます。

次に、歳出ですが、12ページ、13ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費 1 3 節委託料国保電算システム改修有無については、額の決定によるものでございます。中段にかけて一般被保険者療養給付費 1 9 節負補交、一般分支払い診療報酬負担金につきましては、主に入院と外来医療費の減少によるものでございます。

2 目退職被保険者療養給付費 1 9 節負補交、退職分支払い診療報酬負担金につきましては、退職被保険者の減少が主な要因でございます。

1 4 ページ、1 5 ページをお願いします。

2 項 1 目一般被保険者高額療養費 1 9 節負補交、一般分高額医療費負担金につきましては、高額薬剤の販売が 2 7 年度の後半から今年度の前半にかけて影響しておりまして、増額となっております。

1 6 ページ、1 7 ページをお願いします。

中段の 3 款 1 項 1 目後期高齢者支援金 1 9 節負補交、後期高齢者支援金負担金につきましては、診療報酬支払基金からの額の決定による負担金の減でございます。

続いて少し飛びますが、2 0 ページ、2 1 ページをお願いします。

6 款 1 項 1 目介護納付金 1 9 節負補交、介護納付金負担金につきましては、診療報酬支払基金からの額の決定により負担金の減によるものでございます。

中段から下段にかけて、7 款 1 項 1 目及び 2 目のそれぞれ 1 9 節負補交高額医療費共同事業医療費拠出金、それから保険財政共同安定化事業拠出金は、国保連合会で行う共同事業の拠出金で、国保連合会からの額の決定による減額でございます。

続いて、2 3 ページをお願いします。

8 款 1 項 1 目特定健康診査等事業費 1 3 節委託料、特定健康診査等事業委託につきましては、受診者の減によるものでございます。

下段の 9 款 1 項 1 目基金積立金 2 5 節積立金は、今年度の繰越金が 1 億 6, 3 2 4 万 5, 0 0 0 円で、2 分の 1 を下らない額を積み立てることになっておりますので、8, 0 0 0 万円程度となりますが、1 億 2, 0 1 7 万 5, 0 0 0 円を積み立て、積立額を 2 億 1, 3 2 9 万 8, 0 0 0 円としております。

一応今年度末で、3 億 7, 0 0 5 万 5, 0 0 0 円程度の基金保有を見込んでおります。次年度の予算や、3 0 年度の国保制度改革に備えることにしております。

議案第 1 6 号は、以上でございます。

続きまして、後期高齢者特会をお願いします。続きまして、議案第 1 7 号の詳細説明を申し上げます。

議案第 1 7 号平成 2 8 年度由布市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。平成 2 8 年度由布市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。



歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ924万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,101万8,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年2月28日提出、由布市長。

事項別明細書6ページ、7ページをお願いします。

まず、歳入ですが、1款1項1目特別徴収保険料、区分1現年度分2目普通徴収保険料、区分1の現年度分、区分2の滞納繰越分は、後期高齢者医療広域連合からの保険料の収納見込み額によるものでございます。

3款1項2目の保険基盤安定繰入金につきましては、変更後申請による減額でございます。

8ページ、9ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者広域連合納付金19節負補交、保険料負担金は、歳入の保険料及び保険基盤安定繰入金の減額に伴うものでございます。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第18号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。議案第18号について詳細説明を申し上げます。

議案第18号平成28年度由布市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、平成28年度由布市の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億816万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,228万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は第3表地方債補正による。平成29年2月28日提出、由布市長。

内容につきましては、事項別明細書にて主なものを御説明させていただきます。

まず、8、9ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款1項1目3節工事負担金913万3,000円の減額補正につきましては、道路工事に伴います水道管布設がえ工事の量の減によるものでございます。

3款1項国庫補助金1,997万6,000円の減額補正につきましては、水道統合事業に係る工事の入札減などによる事業費の減によるものでございます。

5款2項基金繰入金1,174万8,000円の増額補正につきましては、市債の減額の補填によるものでございます。

8款1項市債8,780万円の減額補正につきましては、道路工事に伴います水道管布設がえ工事量の減及び入札減による事業費の減によるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございます。1款1項2目維持管理費11節の需用費345万4,000円の増額補正につきましては、配水管などの漏水修理等によるものでございます。

3目建設改良費、区分1施設整備促進事業工事請負費3,720万5,000円の減額補正につきましては、道路工事に伴います施工延長の減による工事量の減によるものでございます。

区分2水道統合事業ですが、13ページをお開きください。

工事請負費6,750万1,000円ほかの減額補正につきましては、入札減などによるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第19号について詳細説明を求めます。健康増進課長。

○健康増進課長（田中 稔哉君） 健康増進課長でございます。詳細説明をさせていただきます。

議案第19号平成28年度由布市健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）。平成28年度由布市の健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ158万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,879万7,000円とする。2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。平成29年2月28日提出、由布市長。

事項別明細書の6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1款1項1目使用料の158万6,000円の減額につきましては、昨年4月の震災以降、市外からの利用者の方の回復が非常におくれましたことによりまして、そのことが主な要因で減額をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項2目の施設管理費158万6,000円の減額につきましては、9月補正で追加予算をいただきまして、緊急性の高いもの、また震災関係の工事がほぼ終了いたしましたことにより、予算の減額をお願いするものでございます。

以上で、健康温泉館事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第20号について詳細説明を求めます。水道課長。

○水道課長（大久保隆介君） 水道課長でございます。議案第20号について詳細説明を申し上げます。

ます。

議案第20号平成28年度由布市水道事業会計補正予算（第3号）、第1条、平成28年度由布市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成28年度由布市水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款の項目の補正予定額と計のみ読み上げさせていただきます。

収入、第1款水道事業収益、補正予算額マイナス797万5,000円、計5億9,441万2,000円、支出、第2款水道事業費、補正予定額133万7,000円、計6億2,735万3,000円。

2ページをお開きください。

第3条、予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億2,352万7,000円」を「不足する額2億3,056万3,000円」に、「過年度分損益勘定留保資金2億2,352万7,000円」を「過年度分損益勘定留保資金2億3,056万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款資本的収入、補正予定額マイナス2,724万2,000円、計1億5,830万4,000円、支出、4款資本的支出、補正予定額マイナス2,020万6,000円、計3億8,886万7,000円。

3ページをごらんください。

第4条、予算第6条中、企業債の目的、挾間浄水場薬品注入設備更新工事限度額「7,230万円」を「7,120万円」に、挾間地域配水管更新工事「3,870万円」を「3,660万円」に改める。

第5条、予算第10条中「4,926万8,000円」を「4,846万6,000円」に改める。うち、上水道事業1,420万4,000円。平成29年2月28日提出、由布市長。

詳細につきましては、補正予算説明書で御説明申し上げますので、6ページをお開きください。

まず、収益的収入でございます。1款1項3目1節一般加入金の減額補正につきましては、12月末時点の実績及びその後の見込みによるものでございます。

2項2目1節一般会計補助金の減額補正につきましては、水道会計システムリース料の入札減によるものでございます。

7ページをごらんください。

収益的支出でございます。2款1項1目原水及び浄水費の減額補正につきましては、動力費及び薬品費の12月末時点の実績及びその後の見込みによるものでございます。

5目減価償却費の増額補正につきましては、平成27年度の取得分でございます。

2項1目38節企業債利息の減額補正につきましては、実績によるものでございます。

8ページをお開きください。

資本的収入でございます。3款1項1目企業債の減額補正につきましては、入札減による事業費の減額によるものでございます。

2項1目工事負担金の減額補正につきましては、道路工事との関係上、工事の未発注によるものでございます。

9ページをごらんください。

資本的支出でございます。4款1項1目上水道施設費の減額補正につきましては、収入で申しましたとおり、道路改良工事との関係上、工事の未発注によるものと、入札減などによるものでございます。

10ページは、地方債の詳細でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（溝口 泰章君） 次に、議案第29号について詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（衛藤 公治君） 総務課長です。それでは、議案第29号について詳細説明をいたします。

議案第29号由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別記のように定める。平成29年2月28日提出、由布市長。

この一部改正につきましては、平成28年の人事院勧告による国家公務員の給与制度の改正に準じて、扶養手当の額を改めるものです。

次のページをお開きください。

改正内容につきましては、1条、2条に記載をしておりますが、内容につきましては、扶養親族の定めにあります、子及び孫について、子と孫を区分し、孫を他の扶養親族に含め、配偶者に係る扶養手当と、他の扶養親族に係る手当を6,500円とする減額を行い、子に係る手当額について1万円に引き上げるものでございます。

なお、このページ、それから次のページにおいての附則において、経過措置を設けております。受給者への影響をできるだけ少なくする観点から、段階的に実施するために、本扶養手当に関する経過措置を設けており、配偶者と配偶者のない場合の一人目の父母等については、5年かけて減額し、父母等及び配偶者のない場合の一人目の子については、現行の金額を2年間据え置いた後に減額をするということに改める一部改正でございます。

以上でございます。

○議長（溝口 泰章君） 各議案の詳細説明が終わりました。

お諮りします。先ほど上程いたしました諮問第1号については、会議規則第37条第3項の規

定により委員会付託を省略し、直ちに全員による審議にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、直ちに全員による審議とすることに決定いたしました。

では、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題として、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（溝口 泰章君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより諮問第1号を採決します。本案は原案のとおり適任と答申することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員18名中起立18名〕

○議長（溝口 泰章君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり適任と答申することに決定しました。

---

○議長（溝口 泰章君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次回の本会議は、3月3日午後1時30分から一般質問を行います。

なお、一般質問通告書追加分の提出締め切りは、明日の正午までとなっていますので、厳守をお願いいたします。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

午後1時44分散会

---